

# 坂田社労士事務所便り

## 利用が増加する「未払賃金立替払制度」とは？

### ◆ここに来て利用が急増

不況の影響による企業の倒産が連日のように報道されていますが、倒産に伴う退職労働者に国が未払いの賃金を立替払いする「未払賃金立替払制度」の利用件数も増加しているようです。

2008年度における支給者数は5万4,422人、支給総額は248億円と、ともに前年比6%増となっています。また、企業数は3,639件（前年度比8.7%増加）、支給者1人あたりの平均立替払額は45万6,000円でした。なお、2008年度下半期に限ってみると、同年上半年期と比較して37%も増加しています。

### ◆制度の概要

未払賃金の立替払制度は、企業の倒産に伴い、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、国が未払賃金の一部を事業主に代わって立替払いする制度です。

この業務を行っているのは、「独立行政法人労働者健康福祉機構」（<http://www.rofuku.go.jp/>）です。

### ◆利用の要件

#### （1）事業主に係る要件

労災保険の適用事業の事業主で、かつ1年以上事業を実施していること、法律上の倒産（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定）をしたことが要件となります。なお、中小企業の場合は、事実上の倒産（事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし）でもよいとされています。

#### （2）労働者に係る要件

破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）



の6カ月前の日から2年間に退職したこと、未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には労働基準監督署長が確認）すること、破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から2年以内に立替払いの請求を行うことが必要です。

## 育児・介護休業法改正案のポイント

### ◆平成22年4月の施行予定

3歳未満の子どもを持つ従業員に対する「短時間勤務制度」の導入を企業に義務付けることや、父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月までの間に1年間育児休業を取得可能とする「パパ・ママ育休プラス」の創設などを盛り込んだ育児・介護休業法の改正案が閣議決定されました。国会審議が順調に進めば、来年4月施行の予定です。

### ◆改正案のポイント

#### （1）子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、

短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。

- ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

#### (2) 父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。
- ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した後に復帰した場合、再度育児休業を取得可能とする。
- ・配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

#### (3) 仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。

#### (4) 実効性の確保

- ・苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みを創設する。
- ・勧告に従わない場合の公表制度、および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

#### ◆仕事と家庭の両立に向けて

上記内容は、いずれも企業の取組み強化を迫るものとなっています。しかし、制度は整ったとしても、現実には利用しにくい雰囲気、育休取得が進まない原因となっており、中小企業では、仕事と家庭を両立させ、育児休業を取得するには難しい状況であると言われています。

改正法が成立しても、両立支援が実効性あるものになるかどうかは、職場の意識改革を進めて育児休業を利用しやすい職場環境を作れるか、そして何よりも経営者の取組みがカギとなるでしょう。

## 年金に関する2つの新しい法律

#### ◆2つの法律が成立

年金に関して、2つの新しい法律が成立しました。1つは「年金遅延加算法」、もう1つは「延滞金軽減法」で、いずれも議員立法によるものです。

ここでは、この2つの法律について、その概要を簡単にご紹介します。

#### ◆「年金遅延加算法」の概要

年金遅延加算法（正確には「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律」）は、公的年金制度に対する国民の信頼を回復することを目的として、記録漏れが見つかったことにより年金が増額する人に対し、支給が遅れていた期間の物価上昇率分を上乗せするものです。

初年度においては最大約700億円が見込まれており、法律の施行は来春の予定です。

なお、今年2月の時点で、5年を超す支給の遅れが見つかっているのは約7万3,000件、総額425億円です。

#### ◆「延滞金軽減法」の概要

延滞金軽減法（正確には「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」）は、社会保険料等の納付が困難な事業主の経済的負担を軽減することを目的として、保険料を滞納した事業主が支払う延滞金の金利（年14.6%）を、3カ月以内の遅れであれば「年7.3%」に引き下げるものです。

ただし、当面は日本銀行が定めている基準割引率に4%をプラスした利息が適用されるため、「年4.5%」となります。

約40億円の負担軽減になるものと見込まれており、法律の施行は2010年1月の予定です。